犬・ネコを 飼育している皆様へ!

知らず知らずのうちに人に迷惑をかけていませんか?



糞尿の始末はできていますか?

糞尿の始末は飼い主の手できっちりと始末してください。 路上や自分の家の前が糞尿で汚れているのは気持ちのいいことでは ありません。相手の立場に立って処理してください。 身近な生活環境を守るのは皆様一人一人の手しかありません。

鳴き声で近所に迷惑をかけていませんか?

犬をつなぐときは、飼い主がいつも犬の視界に入るところにしましょう。 飼い主がコントロールしやすくなります。

道路に面したところで飼われると、通行中の人や来客を縄張りへの侵入者と意識し、犬にいつも不安感を与えてしまうことになります。 今一度飼育場所を考えてみてはいかがでしょうか。





放し飼いをしていませんか?

犬は、法律・条例で放し飼いをしてはいけないと決められています。 人を追いかけたり、咬みついたりする危険があるからです。 また、散歩のときも首輪や胴輪が抜けないようにきっちりとつけ、 リードは短く持ち、周囲に気を配ってください。

ネコは屋内で飼ってください。

ネコの疾病の感染や交通事故などの防止にもなります。

屋内飼育であっても去勢・避妊手術に努め、万が一、外へ逃げたとしても、 迷子札等で飼い主がわかるようにしてください。

屋外に出たネコは、地域で糞尿汚染等のご近所トラブルの原因になったり、 病気に感染したり、交通事故にあうことがあります。

また人馴れしていることから虐待されたりすることもあります。

動物をいじめたり、捨てたりすると「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられます。



枚方市保健所 保健衛生課

〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目2番2号 TEL 072-807-7624 FAX 072-845-0685 令和3年9月作成

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び 「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」で 動物を飼育するときに、 飼い主が守らなければならないことが 決められています。

- **動物が他の人を傷つけたり、財産に被害を加えたりしないようにしなければなりません。**
 - ア: 飼育している動物が逃げたりしないようにすること。そのためには、動物の本能や習性を十分に理解する。
 - イ: 動物を散歩に連れて出るときなど、必ずつないで散歩するとともに、糞の始末を飼い主がきっちりとする。
 - ウ: 飼育場所を常に清潔にし、臭いや羽毛、鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにする。
 - エ: しつけをすることにより、人との係わり方を動物に覚えさせる。
 - オ: 飼育動物をむやみに繁殖させないようにする。繁殖行動が攻撃性を引き起こすことがある。
- 2 飼育している動物によって起こりうる感染症について正しい知識を 持たなければなりません。
 - ア: 動物を清潔に保ち、口移しによるエサやりなどをしない。
 - イ: 動物を触った後は、必ず手洗いをする。
 - ウ: 動物のエサの食べ方・排便等の様子をいつも観察し、健康状態を確認する。
- **3** 飼育している動物の所有者がすぐわかるようにしなければなりません。
 - ア: 首輪に名札を付け、住所氏名等を記載する。
 - イ: 迷子になった時、首輪が外れても所有者がわかるようにマイクロチップ等を利用する。
- 4. 飼い主に限らず、動物に係わる人が絶対にしてはいけないことがあります。
 - ア: 飼育している動物を捨てない。動物がその命を終えるまで適切に飼養する。
 - イ: 飼育している動物はもちろんのこと、愛護動物をみだりに傷つけない。